

保育所・認定こども園 利用者負担額表

【1号認定】（幼稚園部分：短時間を利用の3～5歳児）

第1子の場合

各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担（月額）
市町村民税の階層区分関係なし	0円

【2号・3号認定】（保育部分：保育標準・保育短時間を利用の0～5歳児）

- ・2号認定（3歳児以上）の児童に係る利用者負担額は無料です。
- ・以下3号認定（3歳未満）の児童に係る利用者負担額表です。

第1子の場合

各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
		3号認定（3歳未満）	
		標準時間	短時間
階層区分	定 義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	8,700円 (3,850円)	8,500円 (3,750円)
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (77,100円以下)	16,000円 (3,850円)	15,700円 (3,750円)
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	22,400円	22,000円
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	28,500円	28,000円
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	36,000円	35,300円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	36,500円	35,800円

（注意）

- 「母子（父子）世帯」、「在宅障害児（者）のいる世帯」である場合は、第3階層、第4階層に認定された場合は、利用者負担額が赤字のとおりとなります。
- 4月から8月までの利用者負担額は前年度、9月から翌3月までの利用者負担額は当年度の市町村民税所得割で算出されます。
- 町の利用者負担軽減事業として、2子目以降の児童については、利用者負担額は無料となります。
- ゆらこども園ご利用の園児の給食費は、町事業により無償となっています。
ただし、実費徴収経費（延長保育料、バス使用料等）は無償の対象外です。